

静岡県選挙管理委員会告示第33号

浜松市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として次の施設を指定した旨報告があった。

令和3年6月9日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

名 称	所 在 地	収容人員	種 別	拡声機設備 の 有 無
浜松市市民音楽ホール	浜松市北区新都田三丁目 2番1号	1,406人	ホール全部利用	有
		980人	ホール一部利用	有
		120人	多目的室1	有
		120人	多目的室2	有
		63人	多目的室3	有